

Career Defender サービス報酬基準

キャリアディフェンダー法律事務所

依頼者は、以下の報酬について、それぞれ都度弁護士の指定する期日までに報酬を支払うものとします。事案の内容によっては、別の基準でなければ受任できない場合があります（この場合、あらかじめご説明の上、報酬算定基準を委任契約書に記載します。）

なお、標記は特に記載がない限り、税込みです。

<交渉段階>

①事務手数料

88,000 円

- ・ 関連文書が主に英語である案件の場合 +88,000 円
- ・ 当事務所が定める一定の困難事由がある場合 +88,000 円
- ・ 交渉の過程で、内部通報を行う場合 +88,000 円

※ 困難事由（主なもの）

- ・ 過去に会社から懲戒処分を受けている方、業務命令違反をすでに指摘されている方
その他、解雇理由が存在する蓋然性の高い方
- ・ 試用期間中の方
- ・ 疾病のため現に休職中の方、又はそれに準ずる方

※ 交渉段階の対応期間は、受任から3か月間とします。弁護士は、それ以降の対応を継続する場合には、依頼者と別途協議の上、タイムチャージ又は別途協議により決定する額の追加費用をお支払いいただいたときに限り、対応を継続するものとします。

②成功報酬

- ・ 獲得した経済的利益の27.5%（1000万円を超える部分については22%）。
最低報酬額：月給0.5か月分（税別）。但し、獲得した経済的利益の50%を超えないものとします。
- ・ 復職する場合、月給1か月分（税別）。
ただし、解決時まで解雇された場合（解雇通知書、解雇予告通知書を受領した場合を含む）は月給1.5か月分（税別）。

※ 「月給」とは、依頼者が欠勤、減給等の事由なく正常に勤務した場合の1月あたりの支給額をいいます（以下同じ。）。基本給の他、役職手当、固定残業代等が含まれます。依頼者が適切な資料を提示しない場合は、弁護士が合理的に算定します。

※ 「経済的利益」とは、本業務の結果獲得された又は消滅を免れた①（特別）退職金、解決金、（損害）賠償金、慰謝料等、②賃金（未払回収分）、賞与（回収額）、ガーデンリーブ（有給の労働免除期間）における給与相当額、年次有給休暇に関する補償額（いわゆる「買取」額）、③株式報酬（譲渡制限付株式ユニット（Restricted Stock Unit、RSU）、ストックオプション（Stock Option、SO）

等を含むがこれらに限らない。)、④労災その他社会保険関係の補償金ないし給付金等を含む、依頼者が受領すべき金員、その他経済的価値の総ての評価額(名目を問わない)とします(以下同じ。)。租税等を控除前の金額を基準とします。経済的利益の評価の基準日は、依頼者が権利を取得した日とし、交渉により解決した場合は合意の成立日、裁判上の和解による場合は和解の成立日、判決による場合は口頭弁論終結の日としますが、当該基準によれば不合理となる事情のある場合は、別途協議の上決定します。未上場企業の株式報酬については、直近の資金調達等における株価その他の合理的な指標により評価します。保有する株式報酬の規模が大きい場合等には、委任契約において上記と異なる算定方法を定めることがあります。

※「復職する場合」には、①依頼者が委任契約時点において復職を希望し、かつ、会社から退職勧奨を辞める旨の連絡を受けた場合、②依頼者が委任契約時点において復職を希望し、かつ、退職勧奨が行われなくなってから3か月以上経過した場合、③依頼者が退職を希望していたが、弁護士の交渉により労働環境の改善がみられた(嫌がらせが緩和され、業務の内容もしくは勤務条件の改善もしくは維持がみられた場合を含む)ため、依頼者が退職を取りやめる場合(交渉の結果提示された退職条件が依頼者の希望する水準に達しなかった場合を含む)、④依頼者の相手方における地位を確認する旨の審判又は判決が確定した場合、又はこれらと同等の状況となったときをいいます(以下同じ。)

<訴訟等法的手続>

①着手金

月給1か月分(税別)を目途として、協議により決定

- ・関連文書が主に英語である案件の場合、月給1.2か月分(税別)を目途とします。
- ・困難事由がある場合、月給0.2か月分(税別)を加算します。

※ 困難事由(主なもの)

- ・過去に会社から懲戒処分を受けている方、業務命令違反をすでに指摘されている方
- ・その他、解雇理由が存在する蓋然性の高い方
- ・試用期間中又は試用期間満了時に本採用拒否された方
- ・疾病のため休職し、復職前に解雇又は自然退職扱いとなった方

②成功報酬

以下の合計額

- ・特別退職金等経済的利益を獲得した場合は、その31.9%
- ・復職する場合は、月給2.5か月分(税別)

※ 成功報酬の最低額は、原則 55 万円とします。但し、獲得した経済的利益の50%を超えないものとします。

また、勝訴判決又は和解により解決した場合で、以下の条件を満たす場合、報酬が加算されます。

- ・期日が6回以上となる場合、6回目以降の期日について、1期日当たり33,000円の対応手数料をいただきます。
- ・証人尋問が実施された場合、人証の数×11万円。

③その他、法的手続きに関する手数料として、

- ・印紙代、郵券代、交通費等の実費をご負担いただきます。
- ・裁判所に現実に出廷する場合（労働審判、証人尋問等）は、日当をいただきます。
半日 44,000 円、全日 88,000 円とします（遠方の裁判所に出廷する場合は、全日として扱います。）。

<その他>

①受任前の相談料

- ・初回面談（オンライン・30 分程度）は無料とします。
- ・2 回目以降の法律相談は、60 分 33,000 円とします（原則としてオンラインで実施します）。延長は、30 分あたり 16,500 円とします。
- ・2 回目以降の法律相談について、ご予約確定後のキャンセルによる相談料の返金はいりません。やむを得ない事情によるキャンセルである旨のご連絡があった場合に限り、一度のみ日程の振替に応じます。

②外資系企業にお勤めの方向け PIP サポートプラン

55,000 円／月（2 時間まで。超過分は別途協議） ご解約はいつでもお申し出いただけます。この場合、お申出のあった月の末日をもって終了とし、当該月分の返金及び日割計算は行いません。また、未使用時間の翌月への繰越しは行いません。

<支払方法>

依頼者が弁護士の指定する口座に振り込む方法によるほか、弁護士は、依頼者のために獲得した特別退職金等の金員の振込先を自らの預り金口座と指定の上、同金員から成功報酬、費用等を控除した上で依頼者に送金する方法により、金員の支払を受けることができるものとします。依頼者は、当該支払方法に関して弁護士の指示に従い、異議を述べないものとします。

以上

2024 年 3 月 9 日制定
2024 年 4 月 1 日改定
2024 年 5 月 1 日改定
2024 年 7 月 1 日改定
2024 年 9 月 9 日改定
2025 年 3 月 1 日改定
2025 年 8 月 1 日改定
2025 年 10 月 1 日改定
2026 年 9 月 16 日改定